



施策の展開

基本方針 1 これからの社会を生き抜く力を養います

重点目標 1 遊びを通して豊かに学ぶ就学前教育・保育の充実



【現状と課題】

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる大切な時期であり、この時期の教育・保育は、子どもの心身の健やかな成長を促すうえで、大変重要な役割を担っています。

「就学前教育*・保育のなかで身に付けることが重要だと思える能力や態度」との市民アンケートの設問で、「人を思いやる心」が半数を超えて最も高くなっています。また、子どもたちの教育について、「子どもたちの道徳心や規範意識などの低下」を課題と感じている割合が3割以上と最も高くなっており、道徳性の芽生えに重きを置いた教育・保育が求められています。家庭の教育力の低下が指摘されるなか、発達の段階や学びの連続性*を踏まえた教育課程を編成し、遊びや生活などの直接的、具体的な体験活動を通して、豊かな心を育む教育・保育を社会全体で取り組む必要があります。

国は、「子ども・子育て支援新制度*」により、乳幼児期における教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進することを目的とした取組みをすすめています。

本市においても、少子化の進行や女性の社会参画の進展により、幼稚園の園児数が減少する一方で、保育を必要とする子どもが年々増加しています。新制度のもと保育所・幼稚園・認定こども園という教育・保育施設がそれぞれの特色を生かしながら、質の高い教育・保育を効果的に提供する体制づくりをすすめる必要があります。

また、核家族化の進行や地域コミュニティの希薄化に伴い、子育て家庭が地域のなかで孤立しないよう、社会全体で支える取組みが重要となっています。

【施策の方向性】

遊びを通して、道徳心や規範意識の醸成を図り、基本的な生活習慣の定着に向けた指導を充実させるとともに、発達や学びの連続性を踏まえた教育・保育を推進します。また、子育て家庭を社会全体で支えていくため、「子ども・子育て支援新制度」にもとづき、子育て支援を充実させるとともに、家庭・地域、関係機関の連携をすすめ、子どもの健やかな成長を支援します。

【 主な取組み 】

取組施策	取組内容
① 質の高い幼児教育・保育の提供	・「子ども・子育て支援新制度」にもとづき、保育所・幼稚園・認定こども園がそれぞれの特色を生かして質の高い教育・保育活動を展開し、子どもの成長・発達を促進します。また、多様化する保護者のニーズに柔軟に対応し、その選択にもとづき子どもを受け入れられるよう、教育・保育の提供体制を整備します。 ・幼児期における教育・保育の質の向上を図るため、施設間の職員交流や情報交換の場を充実させるとともに、子ども同士の交流活動を推進します。
② 道徳心や規範意識を育む指導の充実	・遊びや集団生活を通して人とのかかわる力、自分の気持ちを調整する力の基礎を養い、道徳心や規範意識を育む指導を充実します。 ・自分の生活に関係の深いいろいろな人とふれあい、共に楽しみ、共感しあう体験を通して、人とのかかわることの楽しさや人の役に立つ喜びを味わうことができる活動を推進します。
③ 基本的な生活習慣づくり	・基本的な生活習慣を身に付けられるよう、家庭と十分に連携しながら、子どもの生活リズムの定着を図り、健康な心と体づくりをめざします。
④ 個々の発達と集団に即した指導の充実	・障がいやサポートの必要がある子どもについて、関係機関との連携を図りながら、集団生活のなかで一人ひとりの発達を促します。
⑤ 発達や学びの連続性*を踏まえた就学前教育・保育の充実	・「小1プロブレム*」などの課題解消を視野に、保育所・幼稚園・認定こども園と小学校との連携をいっそう強化し、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育・保育を充実します。 ・預かり保育や未就園児事業の充実、多様化する保護者のニーズへの対応など、さまざまな課題を検討し、子どもたちが健やかに育つよう、将来を見据えた環境づくりをすすめます。
⑥ 親と子がともに育つ乳児期からの子育て支援の充実	・市民との協働によるさまざまな子育て支援の取組みと地域子育て支援拠点事業の運営を充実します。 ・認定子育てサポーター*の養成を図り、地域でのつながりを深めながら、子育て家庭を支援します。 ・子育て家庭の親と子が会員となり、地域の協力を得ながら運営するプレイセンターの活動を支援します。 ・市民が会員となって子育ての相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター*が、それぞれの地域で活発に活動できるよう支援します。

重点目標 2 社会の変化に即した新たな学びの展開



【現状と課題】

これからの社会は、グローバル化や技術革新の進展により、変化の激しい、先行き不透明な時代となることが予想されています。社会や産業の構造が変化し、質的な豊かさが成長を支える成熟社会に移行していくなかで、子どもたちに必要となるのは、社会がどのように変化しようとも自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力です。

新しい学習指導要領*では、子どもたちがこれからの時代に求められる資質や能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるよう、単元など内容や時間のまとまりのなかで、習得・活用・探究のバランスを工夫するなど「主体的・対話的で深い学び*」の視点に立った授業改善をすすめることが求められています。

また、社会の変化に対応する教育を適切に行っていくためには、学校において各教科、道徳、特別活動などについて相互の連携を図り、教育課程にもとづく教育活動の質を向上させ、子どもたちにつけたい資質や能力を明確にしたうえで、学校の特色を生かした「カリキュラム・マネジメント*」による新たな学びの展開を探っていく必要があります。



【 施策の方向性 】

学校教育において子どもたちの基礎的・基本的な知識・技能の習熟とともに、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力のバランスのよい育成に努めます。そのために、子どもが自ら課題を発見し、解決に向けて取り組む力を養えるよう「主体的・対話的で深い学び」の実現を図る指導方法の工夫・改善に取り組むとともに、少人数指導などきめ細かな指導を充実します。

また、子どもたちが自己有用感を持って、これからの社会の課題に対応しながら自立して生き抜く力を身に付けられるよう、計画的、組織的、系統的な学校教育の取り組みを推進します。

【 主な取り組み 】

取組施策	取組内容
① 主体的・対話的で深い学びをめざす授業づくり	・単元や題材などのまとまりのなかで育成をめざす資質・能力を明確にしたうえで、習得・活用・探究などの学びの過程を工夫します。 ・言語活動や観察・実験、調査などの体験的な活動、芸術的な表現活動など、子どもが主体的に思考したり、表現したりする学習活動を工夫します。 ・デジタル教材やタブレット端末などのＩＣＴ*機器を活用し、わかりやすい授業づくりの工夫や、効果的な教材教具の研究開発を推進し、学習意欲の向上を図ります。 ・学習指導要領の目標に準拠した評価を行います。子どもたち一人ひとりのよい点や可能性、進歩の状況などについても評価し、意欲を高められるよう努めます。
② 互いに認めあい、協働する集団づくり	・互いを尊重しあうことが大切であるという価値観のもと、グループ学習や討論など、子ども同士が学びあう場を設定し、協働しあう集団づくりをすすめます。
③ すべての教科における言語活動の充実	・学校生活全体で、自分の考えや問いをすすんで発信する活動を重視した取り組みをすすめます。 ・総合的な学習の時間を中心に、すべての教科・領域において、身近な社会の課題と学習内容を関連付け、情報を収集して発信する活動などを計画し、自分の考えや意見を積極的に周囲に伝えようとする意欲と言語能力を育みます。

取組施策	取組内容
④ 学校図書館活用の充実と読書活動の推進	・市立図書館の連携による、子どもの「読む・調べる」習慣づくりに資する「読書eプラン*」を推進します。 ・学校図書館司書と連携しながら、学校図書館を使った授業を日常的に計画し、「読書・学習・情報」という三つの力の育成をめざします。 ・ブックスタート事業*やブックスタートフォローアップ事業*により、乳幼児期から家庭内で読書に親しむ習慣づくりを推進します。
⑤ 英語教育の推進	・外国人英語指導助手（A L T）*による実践的な指導などにより、子どもたちの英語に対する学習意欲を高め、英語を通じたコミュニケーション能力の向上をめざします。 ・小学校から中学校に円滑につながるよう、小学校におけるCAN-DOリスト*を活用した英語教育のカリキュラムを作成します。
⑥ 環境教育*の推進	・子どもたちが環境への理解を深め、責任を持って環境を守るための行動がとれるよう、社会科、理科、家庭科などの教科や道徳、総合的な学習の時間、特別活動における環境にかかわる内容を充実させるとともに、学校の教育活動全体を通じた環境教育を推進します。
⑦ プログラミング教育*とICTの活用・教育の情報化の推進	・プログラミング教育を通して、物事を論理的に考える力であるプログラミング的思考を育みます。 ・日常の授業でICT機器を活用することを通し、情報活用能力を育みます。 ・目的に応じて情報手段を適切に活用し、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理し、発信できる能力である情報活用能力を育みます。 ・子どもに対する情報モラル*教育、情報リテラシー*教育を充実し、ネットトラブルなどから子どもを守る取組みを推進します。
⑧ 自己学習力（家庭学習習慣）の確立	・学習習慣や生活習慣の形成に向けて、家庭学習の時間や方法、テレビやゲーム、携帯電話についてのルールづくりなど、家庭との連携による取組を行います。 ・自学自習ノートなどを活用し、子どもの学習意欲を高め自学自習の習慣づくりを図ります。 ・経済的な事情により学習機会が少ない子ども（主に中学3年生）に対して、土曜日や長期休業中の学習をサポートします。

重点目標3 豊かな心と健やかな体を育てる教育の推進



【現状と課題】

子どもたちがたくましく成長し、充実した人生を送るためには、「知・徳・体」の調和のとれた発達が大変重要です。しかしながら、市民を対象としたアンケート結果では、子どもたちの教育について課題と感じるものとして、「道徳心や規範意識などの低下」「問題行動やいじめ・不登校」「基本的な生活習慣の乱れ」が上位を占めており、とりわけ子どもたちの「心の育ち」に対する懸念が、高い割合となっています。

新学習指導要領*で教科化された「特別の教科道徳」では、いじめ問題への対応の充実と、子どもたちが道徳的価値を自分自身のこととして捉え、「深く考え、議論する道徳*」の実現が求められています。また人権尊重の理念についての正しい理解や実践ができる態度の育成をめざし、教育活動全体を通して人権教育を推進するとともに、さまざまな体験的な学習活動を通して、心の教育を充実することが必要です。

近年、子どもの体力の低下、運動能力の二極化が進んでいると言われています。また、偏った栄養摂取や欠食による肥満ややせなど、食生活に起因する健康課題も顕著になっています。さらに、青少年による薬物乱用など、子どもの健康をむしばむ今日的な課題も深刻化しており対策が求められます。

「知・徳・体」の調和の取れた教育活動を通して、子どもたち自身が心や体の健康の価値を認識し、自分自身を大切にする態度の育成など、生涯にわたる心身の健康の保持に必要な知識、生活習慣を身に付ける取組が必要です。

【施策の方向性】

子どもたちが、よりよく生きるための基盤となる道德性を養うため、道德的なさまざまな価値について理解を深めるとともに、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に捉え、人としての生き方について考える学習を通して、道德的な判断力、心情、実践意欲と態度を育成します。また、自尊感情や自己肯定感を高める指導を充実します。

いじめや不登校対策については、チームで対応できるよう生徒指導体制を充実します。児童会や生徒会などの取組み、地域の人々とのふれあい、さまざまな体験活動などを通して、子ども自身の問題解決力を育むことで、問題行動などの未然防止に努めます。

子どもたちが健やかな体をつくり、健康で安全な生活を送ることができるよう、体力の向上を図るとともに、食育*の推進や安全で安心な学校給食の提供に努めます。

【主な取組み】

取組施策	取組内容
① 道德教育の充実	・「生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識」などの道德性を身に付けることをめざします。 ・道德教育の要である道德の授業の指導内容、指導方法及び教材開発などについての実践研究を推進します。 ・豊かな人間性や社会性などを育むために、成長段階に応じて、社会体験や自然体験など、さまざまな体験活動を充実します。
② 人権教育の充実	・本市人権教育基本方針にもとづき、人権課題ごとの担当教員を全小中学校に配置し、人権教育の全体計画及び年間指導計画を作成することにより、計画的、組織的に取組みをすすめます。 ・子どもがその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性及び個別の人権課題について理解し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるよう、すべての教育活動を通して、相手の考えや気持ちを想像する力、共感し理解する力、互いにわかりあうためのコミュニケーション能力、さまざまな立場の意見を調整し、解決する能力などの育成に取り組めます。 ・子どもの発達段階に応じて、命の尊さについて学びを深め、平和を希求する心を育む平和学習に取り組めます。
③ 不登校、問題行動などの未然防止と指導体制の充実	・不登校や問題行動などに対する教職員の指導力の向上を図り、子どもの背景に着目しながら、未然防止、早期発見と丁寧な対応に努めます。 ・学校とＳＣやＳＳＷ、ＳＬや適応指導教室「フリースクールみ・ら・い*」との連携による取組みや相談活動を通して、子どもの状況に応じたきめ細かな指導の充実に努めます。

取組施策	取組内容
④ 体力の向上	・「全国体力・運動能力調査」の結果にもとづいた体力向上プランや地域人材の活用により、子どもが運動することの楽しさを実感し、すすんで運動する習慣が身に付くよう体育の授業づくりを推進します。 ・子どもの健康への関心を高めるとともに、生活習慣病の予防や薬物乱用の防止、性に関する教育を推進します。
⑤ 食育の推進	・発達の段階に応じた食に関する知識を学び、食を選択する力や望ましい食習慣を身に付け、正しい食生活を実践できる子どもの育成に取り組みます。 ・「大阪狭山市食育推進計画*」にもとづき、家庭や地域、関係機関の連携を図りながら、子どもたちが正しい食生活を実践できるよう、保護者への積極的な啓発活動を行います。
⑥ 安全で安心な学校給食の充実	・食中毒対策や食物アレルギー対応など安全で安心な学校給食の充実に努め、栄養バランスのよい魅力ある学校給食の提供をめざします。



【現状と課題】

学校の教職員は従来から学習指導や生徒指導など幅広い業務を担っており、いずれの業務においても、子どもの状況把握に努め、効果的な指導につなげられるよう取り組んできました。近年子どもを取り巻く環境が急激な変化を続けるなか、教育課題が複雑化・困難化してきており、学校の教職員に求められる役割も多様化しています。

教職員が学校における多様な課題に対応し、時代に即した新たな教育を実践するためには、教職員の学び続けようとする活動をしっかりと支えて、学習指導を絶え間ない工夫改善につなげていく必要があります。また、教職員の長時間労働が社会問題となっており、「働き方改革」による教職員の業務負担軽減と勤務時間の削減の推進が喫緊の課題となっています。

このような状況から、今後も学校と教育委員会、地域の連携を推進し、学校組織の機能強化とともに、教育の直接の担い手である教職員の資質向上を図ることが重要です。

【施策の方向性】

子ども一人ひとりの個性や能力、可能性を伸ばし育てるとともに、さまざまな教育課題に適切に対応できるよう、授業力や多様な教育課題への対応力など、教職員の資質と実践的指導力の向上に取り組めます。

教職員一人ひとりの心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備し、教職員の長時間勤務の削減につなげ、さらなる学校教育の質の向上を図ります。

【主な取組み】

取組施策	取組内容
① 調査研究や授業改善を推進する体制づくり	・「全国学力・学習状況調査*」の結果を各校で分析し、分析結果をもとに学校の取組みの成果と課題、改善方策を整理して学校ホームページで公開します。 ・「全国体力・運動能力調査」の結果を各校で分析し、体力向上プランを策定して子どもたちの体力を高める授業づくりを推進します。 ・プログラミング教育*やICT*機器の活用などの今日的な教育課題について、外部専門家を講師に招き公開授業や担当者連絡会を実施し、成果普及に努めます。 ・学校運営協議会*（コミュニティ・スクール）や学校協議会*、「学校まるごとパック事業*」や「学校評価・支援事業」において、市民や外部専門家による学校評価を実施し、寄せられた意見を学校運営に反映します。
② 教職員研修の充実	・学校教育におけるさまざまな課題の解決と新たな研究の推進をめざして、時代の流れに即した研修を計画的に実施します。 ・参加型、継続型の研修を計画的に実施するとともに、専門家や学識経験者との連携を深め、教職員の専門性を向上させる研修の充実を図ります。 ・中学校区ごとの研修や保幼小中合同の研修会を通して、地域の実態や学びの系統性を踏まえた指導を推進します。 ・大阪府教育委員会や大学などとの連携により、教職員研修の内容の充実を図り、研究意欲の高い教職員を育成します。
③ リーダーの育成とチームワークづくりの推進	・「ステップアップ研修」「チームワーク研修」などを通して、教職員の主体性や協働性を育成し、次世代を担う教職員の意識を高めます。また、自分の学校を振り返るアンケートをすべての教職員対象に実施し、PDCA*サイクルにもとづく学校改善を通して、ミドルリーダー*の学校づくりに対する意識の向上と、教職員のチームワークづくりを推進します。
④ 教職員の資質・能力の向上	・各校において、大阪府の自己点検チェックリストや教育委員会作成資料「不祥事を予防するために*」などを定期的に活用し、不祥事予防と教職員の人権感覚の向上に努めます。 ・教育委員会主催の研修や各校における校内研修の計画的な実施を通して、教職員の専門性を高めるとともに、教職員間の学びあいや支えあいによる同僚性*の向上を図ります。
⑤ 教職員の長時間勤務の削減に向けた取組みの推進	・事務の効率化を図り、教職員の長時間勤務を削減するため、校務支援システム*の導入をすすめます。 ・定時退勤日やノークラブデー、学校閉庁日などの取組みにより、教職員が休暇を取得しやすい職場環境の整備に努めます。

基本方針 2 一人ひとりを大切にする教育を推進します

重点目標 1 子ども理解と支援教育の充実・推進



【現状と課題】

「支援教育」とは、障がいのある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握して特別の教育課程を編成して行う教育です。子どもたち一人ひとりの持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するためには、指導方法の工夫や学習環境の整備が必要です。

支援教育をめぐるっては、平成 18 年の国連総会における「障害者の権利に関する条約」や平成 28 年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」などの国の動きを踏まえ、インクルーシブ教育*の理念にもとづく「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進が求められています。

障がいのある子どもの在籍数や、通級指導教室*で指導を受ける子どもの数は年々増加しています。また、通常の学級に在籍する発達障がいのある子どもへのきめ細かな配慮も課題となっており、各学校では、個別的教育支援計画*や個別の指導計画*にもとづく学校全体による支援体制の強化が急務となっています。

一人ひとりの状況に応じた誰一人取り残さない適切な指導・支援を行うために、相談体制の充実や教職員の専門性の向上、支援体制の充実と学習環境の工夫改善、関係機関との連携などをさらにすすめていく必要があります。

【施策の方向性】

インクルーシブ教育システムの構築を見据えながら、「ともに学び、ともに育つ」教育をさらに推進し、子ども一人ひとりの自立と社会参加に向けた効果的な指導・支援を充実させるために、授業のユニバーサルデザイン*化、少人数指導、個別指導など、多様な指導方法を工夫します。

また、特別な教育的支援を必要とする子どもを理解し、個別的教育支援計画や個別の指導計画を有効に活用しながら、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援ができるよう、教職員の専門性の向上を図ります。さらに、本市の福祉部局や関係機関、専門家と緊密に連携し、校種間の円滑な引き継ぎや、連続性を大切にした支援体制や相談体制の充実に努めます。

【 主な取組み 】

取組施策	取組内容
① 支援教育の充実	・「ともに学び、ともに育つ」教育を推進するため、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を充実させ、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援の方法について、専門家による指導助言を仰ぎながら、研究を深めます。 ・障がいのある子どもと障がいのない子どもの交流や共同学習などの機会を大切にし、ちがいを認めあいながら互いを大切にし、高めあおうとする態度を育みます。 ・保護者や地域住民の理解を促進するため、支援教育の啓発に努めます。 ・放課後等デイサービス*を利用している子どもへの支援について、学校と事業所が保護者の同意のもとで連携を図り、相互の役割の理解と支援の充実をめざします。
② 相談体制の充実と支援の推進	・子どもや保護者の思いを受けとめ、発達の段階や障がいの状況に応じた適切な支援が行えるよう、「特別就園就学相談」「巡回相談」などを実施し、就園前から学校卒業後までの系統性を踏まえた相談体制づくりをめざします。
③ 関係機関との連携による発達障がいなどの早期支援	・子どもネットワーク会議を中心に、教育、保健、医療、福祉が密接に連携し、発達障がいなどの早期発見、早期支援、継続的な支援体制の構築をめざします。 ・各校の子ども理解コーディネーターや通級担当者による連絡会、発達障がい実践研究会、多層指導モデル（MⅠM*）の活用などにより、つまずきの早期発見や指導方法についての情報交流を行い、すべての子どもを対象にした取組みを推進します。
④ 学校における指導体制の充実と学習環境の工夫	・支援教育に関する研修を充実し、教職員の専門性の向上を図ります。 ・すべての子どもたちにとって効果的な支援となるユニバーサルデザインの観点を取り入れた授業づくりや自尊感情を高める集団づくりをすすめ、安心感の持てる学習環境づくりを学校全体ですすめます。 ・少人数指導や習熟度別指導*、チームティーチング*や一斉指導をバランスよく組みあわせた効果的な指導体制を充実します。

重点目標 2 個の成長を支える教育の充実



【現状と課題】

子どもたちが育つ社会環境の変化に加え、人工知能（AI）や技術革新による産業・経済の構造的変化、雇用の多様化・流動化などは、子どもたち自らの将来の捉え方にも大きな変化をもたらしています。

このような社会のなかで、子どもたちが希望をもって、自立的に自ら未来を切りひらいて生きていくためには、変化を恐れず、変化に対応できる力と態度を育てることが不可欠です。そのためには、日常の教育活動を通して、学ぶおもしろさや学びへの挑戦の意味を子どもたちが実感できることが大切です。子どもたちが、未知の知識や体験に関心をもち、仲間と協力して学ぶことの楽しさを通して、新たなことに挑戦する勇気とその価値を体得することで、生涯にわたって学び続ける意欲を維持する基盤をつくることができます。

また、社会体験や自然体験などの体験活動は、他者の存在の意義を認識し、社会への関心を高めたり社会との関係を学んだりする機会となり、将来の社会人としての基盤づくりにもつながります。

子どもたちが「生きる力*」を身に付け、社会の激しい変化に流されることなく、それぞれが直面するさまざまな課題に柔軟かつたくましく対応し、社会人として自立していくことができるようにする教育が強く求められています。

【施策の方向性】

子どもの発達の段階に応じ、教育活動全体を通じた組織的・系統的なキャリア教育*の充実に取り組み、将来、子どもが社会的・職業的に自立し、社会のなかで自らの役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育てます。

また、少人数指導などを通して、きめ細かな指導を充実します。

【 主な取組み 】

取組施策	取組内容
① キャリア教育の推進	・子どもたちの「学びたい」「働きたい」という意欲を高めるとともに、明確な目的意識を持って自己の進路を選択する能力が身に付くよう、発達の段階に応じたキャリア教育を推進します。 ・小学校から中学校までのキャリア教育にかかわる活動について、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価ができるよう、「キャリア・パスポート（ポートフォリオ）＊」を作成し、活用します。
② 個に応じた指導と指導体制の充実	・個々のつまづきを丁寧に把握し、加配教員などの活用を工夫しながら、どの子も置き去りにしない授業づくりをめざし、少人数指導や習熟度別指導＊などを推進します。
③ プログラミング教育＊とICT＊の活用・教育の情報化の推進（再掲）	・プログラミング教育を通して、物事を論理的に考える力であるプログラミング的思考を育みます。 ・日常の授業でICT機器を活用することを通し、情報活用能力を育みます。 ・目的に応じて情報手段を適切に活用し、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理し、発信できる能力である情報活用能力を育みます。 ・子どもに対する情報モラル＊教育、情報リテラシー＊教育を充実し、ネットトラブルなどから子どもを守る取組みを推進します。
④ 道徳教育の充実（再掲）	・「生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識」などの道徳性を身に付けることをめざします。 ・道徳教育の要である道徳の授業の指導内容、指導方法及び教材開発などについての実践研究を推進します。 ・豊かな人間性や社会性などを育むために、成長段階に応じて、社会体験や自然体験など、さまざまな体験活動を行います。

重点目標3 安全安心な学校生活の確保



【現状と課題】

学校は、知識や技術などを学び、友だちとの交わりのなかで自ら正しく判断する能力を養い、命の尊さや他者への理解、思いやりの心、責任感など、人間教育の基礎を育む大切な場です。そのためには、子どもたちが安全に成長し、安心して学べる場所でなければなりません。

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や身体にも重大な危険を生じさせる恐れがあります。いじめは決して許されない行為である一方で、どの学校でも、どの子どもにも起こりうるものであることを十分に認識し、その防止と対策に取り組まなければなりません。そのためには、「大阪狭山市学校いじめ防止基本方針*」にもとづき、いじめの未然防止、早期発見と対応に努めるとともに、学校が、子ども一人ひとりと向きあうチームとして責任ある体制を整え、学校・家庭・地域・関係機関が緊密な連携体制を構築することが重要です。

また、子どもたちが被害にあう事件や事故が後を絶ちません。特に学校の登下校時の事件や事故が全国的に頻発しており、その対策が求められています。本市では現在、子どもの登下校時の安全対策として、さまざまな団体や個人が見守り活動に取り組まれており、効果をあげています。しかし、一方では、活動に参加する人材の高齢化や担い手不足といった課題も大きくなってきており、子どもたちの安全が地域社会全体で守られるよう、持続可能な仕組みづくりが必要です。

近年、台風や豪雨、猛暑など地球規模の気候変動が原因といわれる自然災害が全国各地で発生しています。また近い将来、南海トラフや上町断層を震源域とする巨大地震が、高い確率で発生することが指摘されています。大規模災害は起こりうるものとして常に意識し、学校施設の防災対策、防災機能を強化する必要があります。さらに、子どもたちに「自らの命を守り抜こうと主体的に行動できる態度」や「安全で安心な社会づくりに貢献する意識」などを育成することが求められています。

【 施策の方向性 】

生活安全、交通安全などの安全教育を総合的かつ効果的に継続するとともに、大規模災害の教訓なども踏まえ、防災教育を強化する観点から、子どもたちが主体的に行動できる能力や態度を育成します。また、教職員の安全に関する知識・技能の向上を図るため、安全についての知識や指導方法を修得する機会の確保と充実に努めます。

いじめ防止のための取組みとして、「大阪狭山市いじめ防止基本方針*」にもとづく対策を充実します。

【 主な取組み 】

取組施策	取組内容
① 安全管理の充実	・各校施設に安全管理員*を引き続き配置し、学校の安全対策の向上に取り組みます。
② 防災教育の推進	・児童生徒に危機回避能力の基礎が身に付くよう、学校における実践的な避難訓練などを計画的に実施します。また、地域と連携しながら災害時に基点となる学校の防災力の向上に取り組みます。 ・中学生を対象に「安全安心スクール」を実施し、地域防災に関する意欲を育みます。 ・小学校の避難訓練にあわせて、PTAや自治会、地域見守り活動をされているみなさんと連携し、児童の引渡し訓練を実施します。
③ 安全教育（防犯・交通安全）の推進	・防犯訓練や不審者対応避難訓練を実施し、学校における危機管理体制を確認し、教職員と児童生徒の危機管理能力の向上に努めます。 ・小中学校で児童生徒を対象に、関係機関と連携して非行防止教室や危機対応指導、交通安全教室を実施します。

取組施策	取組内容
④ いじめ防止基本方針* にもとづく取組みの推進	・「大阪狭山市いじめ防止基本方針」にもとづき、学校・家庭・地域・関係機関などが一体となって、いじめの早期発見・早期対応に努めます。 ・教育活動全体を通して、子どもの豊かな情操や道徳心を養い、よりよい人間関係を構築する能力や規範意識などの高揚に努め、いじめを未然に防ぐための取組みを推進します。 ・弁護士を研修講師やゲストティーチャーとして学校に招き、教職員対象研修や子ども向けの出前授業を充実します。 ・生徒会サミット*による学校間交流を通して、子どもたちがいじめ防止に向けた方策を話しあい、発信する活動を充実させます。 ・子どもに対する情報モラル*教育、情報リテラシー*教育を充実し、ネットトラブルなどから子どもを守る取組みを推進します。 ・「生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識」などの道徳性を身に付けることをめざし、道徳教育の要である道徳の授業の指導内容、指導方法及び教材開発などについての実践研究を推進します。また、豊かな人間性や社会性などを育むために、成長段階に応じて、社会体験や自然体験など、さまざまな体験活動を行います。
⑤ 非行防止教室及び薬物乱用防止教室の実施	・非行や薬物乱用の害から自分自身を守るため、警察や関係機関の方を講師に招いて、必要な知識などを身に付けるための非行防止教室及び薬物乱用防止教室を実施します。



【現状と課題】

グローバル化や技術革新がすすむにつれて、世界中のさまざまな人と出会い、さまざまな文化や価値観にふれる機会が、今後さらに増えることが予想されます。社会のあり方も、一人ひとりが個性や能力を発揮することで、新しい価値を創造し、互いの特長や強みを生かしあいながら、人としてより幸せに生きることのできる、多様性に富んだ社会を築くことが、持続可能な社会*の実現に向けた原動力にもなります。

これまでの学校教育は、高い水準の教育を普及し、社会の成長を支える人材の育成に大きな成果を上げてきました。また、学級などの集団の教育力を生かした指導、確かな学力の育成を担保する教科学習は、これまでの学校教育が培ってきた強みと言えます。しかし、その一方で、これまでの教育では十分に能力を伸ばしきれていない子どもがいることも、事実として受け止める必要があります。

障がいや不登校の問題、性的違和*、外国にルーツを持つことによる困難さなど、子どもたち一人ひとりが抱える課題に丁寧に対応する一方で、その子どもの長所や強みを生かすといった視点にたち、多様な個性が生かされる教育の充実が不可欠です。子どもたちが互いのちがいを理解しつつ、すべての子どもたちが、自身の能力を最大限に伸ばすことのできる教育の実現が求められています。

【施策の方向性】

子どもたちが抱える課題に対して、組織的な支援をすすめられるよう校内支援体制の構築を図り、多様性を理解し認めあう教育をすすめることで、一人ひとりが自信をもって活躍できる環境づくりを推進します。

また、外国にルーツのある子どもへの支援も含め、社会の一員として自立し、本市を担う人材として、社会に積極的にかかわろうとする態度を身に付けるため、社会形成・社会参加に関する市民性教育*を推進します。

【 主な取組み 】

取組施策	取組内容
① 多文化共生教育の推進	・ 自立支援通訳事業などを活用し、外国にルーツのある子どもや保護者を支援します。 ・ 各校が定める人権教育の計画にもとづき、各教科の授業や総合的な学習の時間、特別活動などを通して、子どもの多文化理解を促進します。 ・ 子どもと外国人英語指導助手（A L T）*との交流を通して、さまざまな人とコミュニケーションを図ることのよさを実感できるようにします。
② 性的マイノリティ*にかかる子どもへの対応	・ 研修などを通して、教職員の性的マイノリティに対する理解を高め、子どもへのきめ細かな相談・支援を推進します。
③ 日本語以外の母語を使用する子どもへの対応	・ 日本語以外の母語を使用する子どもの指導には、校内に日本語指導担当教員を位置付け、対話型アセスメント*（D L A）の活用を通して、子どもの言語能力を把握し、教科学習に必要な支援方策を検討します。

基本方針 3 持続可能な社会のための教育環境を充実します

重点目標 1 時代の変化に対応した学習環境などの整備



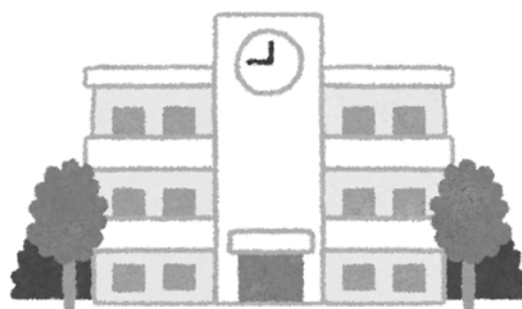
【現状と課題】

学校施設は、子どもたちが学習し、1日の多くの時間を過ごす場であることから、子どもたちが、安全で安心して充実した教育を受けられる施設であることが前提です。また、災害時などには避難場所としての役割を果たすことから、その安全性を確保するとともに防災機能を強化することが重要です。

これまで本市では、子どもたちの安全確保のための学校施設の耐震化や、快適で良好な学校生活の確保と維持を図るため、校舎やトイレなどの老朽化対策に取り組んできました。また、子どもたちの健康を守り、学習しやすい環境を整えるため、猛暑への対策として、普通教室及び特別教室に空調設備を整備しました。

今後も引き続き、安全で良好な教育環境を確保するためには、学校施設の日ごろからのメンテナンスなどの確な維持管理に努めるとともに、「大阪狭山市学校施設長寿命化計画*」などにもとづき、施設の状態に応じて、より長く、よい状態で使用できるよう適切な時期での改修が必要です。また、学校施設は、災害時の避難場所としての役割も果たすことから、高齢者など災害弱者にも利用しやすい環境整備に取り組むことが求められます。さらに、地域によって学校の規模に偏りが生じており、学校規模に起因するさまざまな教育課題を解決するためには、学校規模の適正化を図ることが必要です。

教材や教育用備品については、新しい時代に求められる子どもたちの資質・能力の育成に向け、デジタル教材をはじめ新学習指導要領*に対応した教材の整備が必要となることに加え、通級指導による支援が必要な子どもも増加しており、個に応じた教育用備品の整備面での教育環境も整えていく必要があります。



【 施策の方向性 】

各学校の施設・設備について、その機能と性能を維持し将来にわたり安全安心な環境を確保するため、防災面にも配慮した計画的な維持保全による老朽化（長寿命化）対策を推進します。

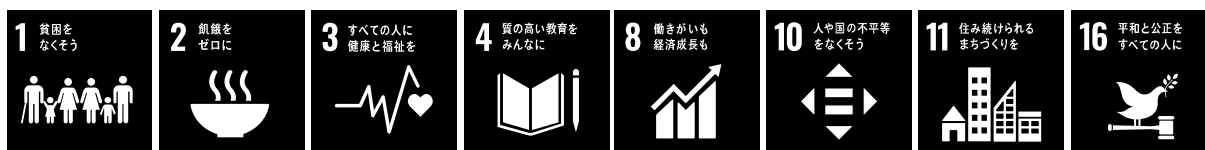
また、施設や備品の充実は多額の整備費が必要になることから、整備の必要性や優先順位も考慮しつつ、引き続き取り組みます。

学校規模の適正化については、少子化や地域環境の変化に伴う子どもの増減など、それぞれの学校区の実情を踏まえ、効果的でかつ保護者や地域住民の理解を十分に得られるような取組みについて、調査研究などをすすめます。

【 主な取組み 】

取組施策	取組内容
① 学校施設などの整備・改修	・ 学校施設・設備の機能と性能を維持するため予防保全に取り組みます。また、「大阪狭山市学校施設長寿命化計画*」にもとづき、計画的な長寿命化改修をすすめることで、老朽化対策とライフサイクルコストの縮減を図ります。 ・ 学校施設の非構造部材（天井材、窓ガラス・窓枠、内壁など）の耐震対策を含む防災機能の強化、老朽化対策を推進します。
② 給食施設の整備・改修	・ 施設の安全対策とともに、衛生的にも配慮された設備の入れ替えなど、老朽化した学校給食センターの改修工事を計画的にすすめます。
③ 指導内容に応じた備品の配備	・ 各種教材や教育用備品などを指導内容に応じて適切に整備し、教育環境を充実します。
④ 学校規模の適正化の検討	・ 今後の本市の人口動向や少子化の現状を踏まえ、学校規模の適正化に向けた検討をすすめます。

重点目標 2 学校経営改革の推進



【現状と課題】

経済協力開発機構（OECD）が2018年に行った「国際教員指導環境調査」によると、日本の教員の労働時間は、調査に参加した48か国のなかで最長となっています。その内容を見てみると、事務作業に要する時間が小中学校でともに参加国平均を大きく上回っているほか、中学校では部活動などの課外授業に要する時間が格段に長くなっていることが特徴としてあげられます。また、2015年に実施された前回調査よりも、労働時間が全体的に長くなっていることが明らかになっています。いじめや不登校など、学校に求められる役割が複雑化・困難化するなかで、教員の負担軽減は、取り組むべき喫緊の課題となっています。

このような状況を踏まえ、本市ではこれまでに、スクールカウンセラー（SC）*やスクールソーシャルワーカー（SSW）*を配置し、専門家の支援を受けながら組織的な対応ができるよう体制を整えてきました。また、いじめ事案などに法的な立場から指導や助言が受けられるよう、スクールロイヤー（SL）*の制度を導入したほか、中学校の部活動をサポートする人材として部活動指導員*を配置するなど、新たな取り組みもすすめています。今後これらの取り組みについて効果検証を行いながら、チームとしての学校*づくりを推進することが求められています。

また、今後はさらに事務の効率化を図るため、校務支援システム*の導入やスクール・サポート・スタッフ*の配置についても研究し、具体化していく必要があります。

教員がその本来の役割である、子どもとじっくり向きあう時間を確保するために、さらなる学校経営改革に取り組み、学校における働き方改革を力強く推しすすめていく必要があります。

【施策の方向性】

学校の教育活動を支える人材の確保やネットワークづくりをすすめ、学校園の特性や子どもの課題に応じた学校経営を推進します。そのために、保護者や地域住民への情報発信を充実させるとともに、家庭教育に困難を抱える保護者への支援を促進します。

ＩＣＴ*の活用、専門家や地域人材の活用、校務支援システムの導入など、校務の効率化と負担軽減を図り、学校経営の改善に努めることで教職員が授業を中心とした質の高い教育活動に専念できる環境づくりを推進します。

【主な取組み】

取組施策	取組内容
① 保・幼・こ・小・中の連携	・「元気あつぷ事業」や「キャリア教育*推進事業」「公開保育」など、中学校区単位の事業や研修会、小中学校間における教職員の兼務発令や人事交流を通して、就学前から中学校卒業までの系統的な指導を充実します。
② 生徒指導、教育相談*の充実	・複雑化する生徒指導の課題について、学識経験者による「特別教育相談*」を実施するとともに、「生徒指導アドバイザー」の各校への訪問指導を通して、教職員や保護者の相談体制を充実します。 ・「大阪狭山市いじめ防止基本方針*」にもとづき、家庭・地域などと協力しあい、ＳＣやＳＳＷ、ＳＬとの連携を図りながら、生徒指導、教育相談体制の充実と周知に努め、いじめを許さないという環境を築きます。 ・特別教育相談やＳＣへの相談について、広報誌や学校だよりなどを通して、周知を図ります。
③ 働き方改革と持続可能な学校指導体制の整備	・校務支援システムの導入や事務のシステム化を推進するとともに、専門家や外部人材の活用をいっそう工夫し、教職員が子どもたちとじっくり向きあう時間を増やす体制づくりを推進します。 ・教職員の校務支援を図るため、部活動指導員の導入に加え、スクール・サポート・スタッフや採点支援システムの導入を図り、教職員が子どもへの指導や教材研究などに注力できる体制づくりを推進します。また、学校徴収金の公会計化*について研究をすすめます。
④ 専門家のサポートによる指導体制づくり	・専門家の配置と各校への派遣をすすめ、子どもたちや保護者の心のケアを行うとともに、課題のある子どもの対応について、専門家を加えた指導体制の充実により、チームとしての学校の実現を図ります。

取組施策	取組内容
⑤ 家庭に対する教育支援の推進	・中学校区ごとに教職員や教職員OB、地域人材、教育や心理を専攻する学生で支援チームを設置し、子どもへの相談及び学習支援を行うことで、学校の取組みをサポートします。
⑥ 就学や進学に対する相談・支援体制の充実	・経済的な理由により高等学校や高等専門学校または専修学校の高等課程などへの進学が困難な子どもの保護者に対して、教育委員会や適応指導教室「フリースクールみ・ら・い*」の進路相談員が窓口となって、育英金の貸与に関する相談を受けたり、奨学金に関する情報提供を行います。 ・経済的な理由により就学困難な子どもの保護者に対して学用品費、新入学児童生徒学用品費、校外活動・修学旅行費、学校給食費など学校生活に必要な費用の援助を行います。
⑦ 保護者や地域住民への情報発信の充実	・教育相談や、就学援助、奨学金、通訳の派遣など、家庭教育をサポートするさまざまな情報について、市ホームページや学校ホームページ、広報誌や学校だよりなどを通して、幅広く周知します。

重点目標3 家庭教育の支援



【現状と課題】

家庭教育は、すべての教育の出発点です。子どもが社会で自立して生きていくための基本的な生活習慣、社会で他者とつながって人生を充実させていくための思いやりや善悪の判断、マナーなどを身に付けるうえで家庭教育は重要な役割を果たしています。しかし、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などを背景に、子どもにどのようなかかわっていけばよいかわからず、悩み、孤立感を募らせている保護者が増えているとの指摘もあります。このようななかで、家庭教育の担い手である親や保護者を支援するため、保護者が交流や相談ができる体制づくりなど、家庭教育支援体制の強化に向け、取り組む必要があります。

本市では、「おおさかさやま家庭教育指針*」を作成し、家庭教育への提言を継続して行っているほか、「子育てについて新たな視点や気づきを得られるような場」「仲間と思いを共有し、日々の活力を得られる場」とした家庭教育講座やセミナーの開催、早寝早起き朝ごはん運動の推進などを通して、親子のコミュニケーションや家庭での約束事づくり、基本的な生活習慣づくりなどの大切さを呼びかけ、家庭教育を支援しています。

核家族化の進行に伴い、子育て家庭が孤立化したり、近隣住民との関係性が希薄化するなど、子育て家庭をめぐる問題が多様化するなかで、本市では妊娠出産包括支援事業や、認定子育てサポーター*事業、子育て情報アプリ「さやまっ子」の配信など、さまざまな子育て支援事業を実施しています。また、平成31年1月には、新たに子育て支援・世代間交流センター「UPっぷ」を整備し、子どもや子育て家庭と世代を超えたさまざまな年代の人が出会い、コミュニケーションを広げる場を設けています。今後も子どもの人格形成における家庭の教育機能が十分に発揮されるようサポート体制を充実させるため、地域と学校園、教育委員会などが互いに協力しながら子育て家庭を社会全体で支える必要があります。

【施策の方向性】

家庭の教育力を高めるため、「おおさかさやま家庭教育指針」にもとづく啓発に努めます。発達段階に応じた子どものしつけや教育を行うことができるよう、家庭が果たすべき役割や子育てについて学ぶ講座の充実や、親が学べる場を充実します。あわせて、子どもの基本的な生活習慣の定着に向けた運動を推進します。

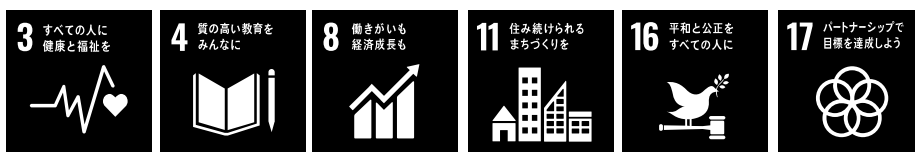
また、親が抱える不安や悩みに対応し、相談の場づくりや情報提供を充実させるとともに、子育て家庭が孤立しないよう地域での子育て支援に取り組みます。

【主な取組み】

取組施策	取組内容
① 子どもの権利を大切にする家庭教育に関する啓発の推進	・「おおさかさやま家庭教育指針」による提言の浸透を図り、家庭における実践活動を推進します。 ・人権尊重の精神や自尊感情の育成、子どもの権利を視点とした家庭教育を推進します。
② 子育て家庭への支援の充実	・「ぽっぽえん」や「UPっぷ」などの地域子育て支援拠点での交流や子育て講座などを通じた仲間づくりを促進し、家庭の状況に応じた育児相談、発達支援などを充実します。また、認定子育てサポーターなどの市民ボランティアや地域の協力のもと、子育て家庭への支援をすすめます。 ・妊娠期から出産期、子育て期にわたる保健センターでのサポート事業をはじめ、「ショートステイ事業」「トワイライトステイ事業」や、支援を求めることが困難な家庭や育児ストレスを抱える家庭を訪問してアドバイスや情報提供を行う「育児支援家庭訪問事業」の周知と事業の充実に努めます。 ・さまざまな子育て支援事業の推進や家庭教育支援に取り組むとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及・啓発を推進し、保護者が学校教育や地域活動などへ参加しやすい環境づくりに努めます。
③ 家庭の教育力向上をめざした成人教育*の充実	・家庭の教育力の向上をめざし、子育ての責務や親としての役割、子どもとのかかわり方、地域の大人としてのあり方などを学ぶ成人教育の機会づくりや情報提供を推進するとともに、子育てをすることの大切さや喜び、命の尊さなどについての啓発に努めます。

取組施策	取組内容
④ 教育に関する保護者相談体制の充実	・ いじめや不登校など教育に関する相談のほか、子どもの発達や子育てに関する相談について、専門的な指導やアドバイスが受けられるよう、児童家庭相談を充実します。 ・ ＳＣやＳＳＷなどの専門的な人材の配置や、児童相談所など関係機関との連携により、教育に関する相談体制の充実に努めます。 ・ 児童虐待防止への取組みを推進するため、関係機関との連携を深めるとともに、相談や広報啓発活動を充実します。 ・ パンフレットやホームページなどにより、相談窓口の積極的な広報活動に努めます。 ・ 不登校や問題行動のある子どもの保護者に対し、戸別訪問を通して、相談活動を行います。
⑤ 生活習慣の確立への支援	・ 家庭との連携を図り、早寝早起き朝ごはん運動を推進し、基本的な生活習慣の確立と生活リズムの向上に取り組めます。

重点目標 4 地域の教育力の育成と社会に開かれた教育課程の実現



【現状と課題】

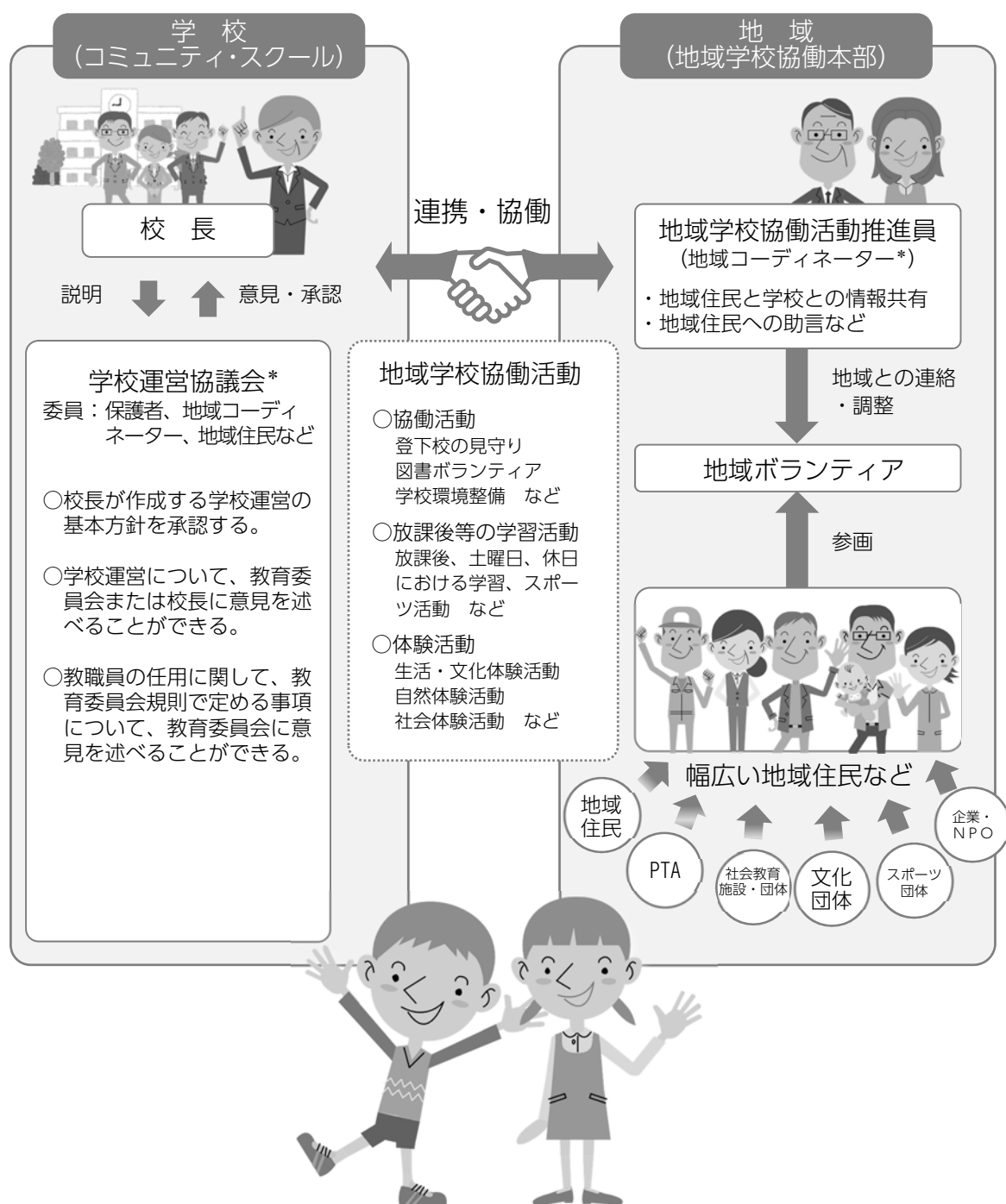
地域社会のつながりや支えあいの希薄化などにより、地域の教育力の低下や、学校が抱える課題の複雑化、困難化がすすんでいます。また、子どもの貧困の問題など今日的な課題も顕著になってきており、教育的な観点からの取組みが不可欠となっています。こうした社会的課題の解決のためには、子どもを中心に、地域と学校が連携・協働し、地域全体で未来の子どもたちの成長を支えるための基盤づくりがよりいっそう必要となっています。

国はこれらを推進する体制として、コミュニティ・スクール*（学校運営協議会制度）と地域学校協働本部*の2つを柱に、地域と学校の連携・協働体制の構築をすすめています。このうちのコミュニティ・スクールについては、平成29年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、設置が努力義務とされました。本市においても、国が示す推進体制を参考にしながら、地域の実情に応じた仕組みづくりが求められています。

本市ではすでに、コミュニティ・スクールに類似する制度として、学校協議会*を導入しています。これは、学校運営について、保護者や地域住民の意向を反映させることを目的にしたもので、現在すべての学校に設置しています。今後、学校運営に保護者や地域住民がより主体的にかかわれるように、コミュニティ・スクールへの移行が必要となっています。

子どもたちの学びは、学校だけが担うものでないことは言うまでもありません。地域社会でのさまざまな体験や異年齢の人たちとの交流は、思考力・判断力・表現力といった、これからの社会を生き抜くために求められる資質・能力を身に付けるための重要な機会と考えます。現在、本市でも、文化活動やスポーツ活動、自治会活動などさまざまな地域活動が展開されていますが、あらゆる活動を子どもたちの学びの場と捉え、効果的に連携させることは、地域と学校との協働をすすめ、社会全体の教育力の向上、さらには地域コミュニティの活性化を図るうえで有効と考えます。しかし、一方で、地域活動を担う人材の高齢化や新たな担い手の不足などにより、地域活動の維持そのものが困難になっている例も少なくありません。地域活動の支援や地域人材の育成など、持続可能な活動となるよう必要な支援策を講じることも重要な視点といえます。

国は、幅広い地域住民や企業・団体などの参画により、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創成するための活動を地域学校協働活動*と位置付け、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的な体制整備を推進しています。また、学校と地域活動とを結ぶコーディネーターとして、地域学校協働活動推進員*の配置をめざしています。本市においても、これらを参考に本市の実情に見あった体制整備をすすめます。



【 施策の方向性 】

各学校に設置されている学校協議会を基礎に、コミュニティ・スクール制度の導入をすすめます。学校活動について保護者や地域住民によりいっそう理解、協力いただけるよう、学校に関する情報を積極的に発信します。学校・家庭・地域の連携がよりいっそう図れるよう、学校と地域を結ぶ人材（地域学校協働活動推進員）を育成し、各学校区への配置をすすめます。また、子どもたちが放課後や休日などを安全に過ごせる居場所や、さまざまな体験学習ができる機会を拡充します。これらを実現するため、地域活動が持続できるよう支援策を講じるとともに、これらが機能的に連携する教育コミュニティの形成に努めます。さらには、社会教育や生涯学習活動が、新たな地域活動や地域人材の育成につながるよう、循環型の生涯学習社会*の実現をめざします。

【 主な取組み 】

取組施策	取組内容
① 地域と連携した豊かな社会性を持つ人材の育成・活用	・ 地域間の連携の促進や、子どもから大人まで主体的に地域活動に参画することの重要性の啓発と意識の高揚を図るため、各地域のリーダー、コーディネーターとなるような人材の育成に努めます。 ・ あいさつ運動や声かけ運動の実施など、地域の大人と子どもとのふれあいから、地域のなかでよりよい人間関係をつくり、子どもの豊かな社会性を育みます。 ・ 地域行事やボランティア活動などに参加する機会を充実させ、子どもが主体となって、地域や社会の一員としての自覚と能力を育むための取組みを推進します。 ・ 教育に関心を持つさまざまな人材の掘り起しと活用を図り、世代間交流などの多様な交流活動を促進します。
② 安全・安心な地域の環境づくりと子どもの居場所づくり	・ 地域のPTAや自治会、学校などが連携し、子どもの登下校時の見守り活動のほか、緊急時の集団下校にあわせたパトロールの実施など、安全・安心な環境づくり活動を支援します。 ・ 子ども同士のコミュニティの形成や社会性、自主性を養い、健やかな成長を図るため、地域や各種団体と連携し、身近な地域における居場所づくりを推進します。 ・ 「大阪狭山市いじめ防止基本方針*」にもとづき、学校・家庭・地域の連携を強め、いじめや問題行動の防止に向けた取組みを推進します。

取組施策	取組内容
③ 家庭・地域との連携による学校の活性化	・地域に開かれた学校づくりの一環として、学校情報を保護者や地域に幅広く公開することで、学校についての理解を深め、学校・家庭・地域の連携をすすめやすい環境づくりに取り組みます。 ・中学校区ごとの地域協議会を支援し、地域教育活動や学校支援活動を通して、子どもたちの健全育成に適した環境づくりを推進します。 ・保護者や地域住民の参画のもと、よりよい学校運営の推進に努め、既存の組織である学校協議会を基盤として、すべての学校がコミュニティ・スクールに移行できるよう、モデル校の指定など段階的な導入に向けた取組みを推進します。 ・大学との連携を強化し、子どもたちの学習意欲や関心を高め、学習内容の幅と学びの楽しさが広がる取組みを工夫します。 ・授業や部活動、学習指導、学校行事の支援といった学校のさまざまな教育活動に、ボランティアとして地域住民や学生の参画を得るなど、地域の力を生かした学校の活性化に努めます。
④ 放課後の活動の充実	・保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学生を対象に、遊び場や生活の場を提供する放課後児童会活動を充実し、子どもの健全な育成を図ります。 ・「さやま元気っこ推進事業」の取組みを推進し、放課後児童会との連携を図りながら、全小中学校で拡充して実施します。
⑤ 青少年の健全育成の推進	・警察など関係機関と連携しながら、非行防止に関する広報啓発活動や、問題行動の早期発見を図るための青色防犯パトロール*活動に取り組みます。 ・青少年をさまざまな有害環境から守るため、青少年指導員会や青少年健全育成連絡協議会・警察などの関係機関・学校・家庭・地域などが一体となり、夜間パトロールや、インターネット上の有害情報から青少年を守るための啓発などに取り組みます。 ・豊かな人間性や社会性を養うために、「上初湯川ふれあいの家*」を活用し、宿泊や自然体験活動事業を行い、青少年の健全育成に取り組みます。
⑥ 地域とともにある学校づくりへの転換	・学校だけでなく、保護者も地域住民も「みんなで子どもを育む」という観点から学校協議会や地域協議会の充実を図るとともに、地域学校協働本部などの社会全体で子どもたちの学びを支援する教育コミュニティづくりを推進します。

取組施策	取組内容
⑦ 学校支援ボランティアの育成	・ 保護者や地域住民、学生がさまざまな特技や趣味などを生かして教育活動を支援するため、学校支援ボランティアリーダー養成講座を開催するなど、人材の育成に努めます。
⑧ 地域の教育力向上、学校教育と社会教育の連携	・ より多くの地域住民がつながるために、あいさつ運動や声かけ運動の推進など、地域のなかでよりよい人間関係づくりに取り組みます。また、学校・家庭・地域が一体となった学びを軸としたネットワークを構築するためにも、学校教育と社会教育の連携強化に努めます。

基本方針 4 郷土を愛し自ら学び、高めあう学習を推進します

重点目標 1 生涯スポーツ活動の推進



【現状と課題】

スポーツは、心身の健全な発達、健康や体力の保持増進、精神的な充足感の獲得など、生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むうえで不可欠なものです。スポーツを通して幸せで豊かな生活を送ることはすべての市民の権利であり、すべての市民が、自分の関心や適性に応じてスポーツに親しみ、スポーツ活動に参画する機会が保障されなければなりません。

また、スポーツは次代を担う子どもたちの体力を向上させるとともに、他者を思いやる気持ち、公正さや規律を大切にする心の育成にもつながります。さらにはスポーツ活動を通して、人と人との交流、地域と地域の交流が深まり、衰退が進んでいるといわれる地域コミュニティの活性化にも役立っています。

市内にはさまざまなスポーツ団体が存在し、社会体育施設などを拠点に活発な活動を展開しています。また、スポーツ推進委員会や体育協会、総合型地域スポーツクラブ*などが主体となって、子どもたちへのスポーツ指導や、指導者の育成活動にも取り組んでおり、市民のスポーツ活動を支えています。東京オリンピック・パラリンピックをはじめ、世界的なスポーツ大会が国内で開催されるなど、スポーツ活動への機運が高まるなか、日常的にスポーツに親しむ人の割合は増加する傾向にあります。しかし、その一方で、30代、40代を中心にスポーツに取り組む人の割合が低くなっていて、年代別のスポーツ人口には格差が見られることが指摘されています。いわゆるビジネスパーソンや女性、障がい者など、比較的スポーツにかかわりにくい環境にある人たちにも、スポーツがより身近なものとなるよう、新たな施策の展開が求められています。

また、平均寿命が延びることで、高齢期の期間が長くなっています。健康の保持増進や介護予防の観点からも、スポーツは大きな役割を果たすことが期待されています。今後の長寿社会を見据え、スポーツ推進のあり方については、大きな転換期を迎えているといえます。

市民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、技能、興味、目的に応じて、いつでもどこでも、いつまでも安全にスポーツに親しむことができるよう、生涯スポーツ社会の実現に向けた環境整備が求められています。

【 施策の方向性 】

市民が、それぞれの体力や年齢、技術、技能、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、だれでもスポーツを楽しめる生涯スポーツ社会の実現をめざします。老朽化が進むスポーツ施設を計画的に整備します。市民、各種団体との連携を図りながら、市民にとって身近な地域における活動機会の充実や、体力の維持向上に向けた取組みを支援します。

【 主な取組み 】

取組施策	取組内容
① 誰もが気軽に参加できるスポーツ機会の充実	・各種スポーツ大会などの充実と障がい者スポーツやレクリエーションスポーツ*の普及を促進します。 ・小中学校の運動場や体育館を放課後や休日に開放し、スポーツを行う機会を促進します。 ・各種スポーツ教室や大会、イベントの開催を積極的に推進するとともに、スポーツに関する情報を市民に幅広く発信し、参加・観戦・協力を促進します。
② 体育協会・総合型地域スポーツクラブなどと連携した事業の充実	・体育協会や総合型地域スポーツクラブなど、市民や各種団体の自主的な活動と運営を支援するとともに、各種団体や学校園との連携によるさまざまな事業を実施し、市民のスポーツ活動への参加を促進します。 ・スポーツ推進委員をはじめ、各種スポーツ団体やその指導者と連携し、本市における幅広いスポーツの普及を促進します。
③ スポーツ施設の整備・改修	・市内のスポーツ施設を市民が安全で安心して快適に利用できるよう、改修計画にもとづき、整備を推進します。
④ 市民の体力維持・向上	・子どもから高齢者まで、誰もが体力の維持向上や健康づくりに取り組めるよう、各種スポーツ教室やイベントの開催、保健センターにおける健康教室などを実施します。



重点目標 2 生涯学習や文化芸術活動の推進



【現状と課題】

絶え間なく変化を続ける現代社会で、よりよく豊かな人生を送るには、日々生み出される知識や技能を学び、その成果を暮らしのなかで活用できることが求められます。現代社会は学習活動と無縁ではられない社会であり、一生涯学び続けることを求められる社会でもあります。

生涯学習は、個人においては、生活の改善や人としての成長、自己実現につながります。住民相互の関係で言えば、同じ興味や関心、悩みを持つ者同士が、学習活動を通して、対話や助けあいの関係を生みます。相互に理解し認めあえる人間関係は、自己肯定感や幸福感、つながりの意識の醸成に役立ち、住民同士の絆を強くすることが期待できます。住民相互のつながりあいやお互いを認めあえる関係は、いきいきとした地域コミュニティを形成し、住民の主体的な活動を活性化させるための基盤づくりに役立ちます。人口減少や高齢化、地域の教育力の低下など、多様な課題が顕在化するなか、これからの地域社会をより活力のあるものにするためには、地域に暮らす住民が主体的に地域課題を発見し、自ら解決していく力が求められています。また、歴史や文化、芸術などの地域資源を活用し、地域の魅力をより高めていくための取組みが重要です。

地域で学ぶ過程は、地域に対する愛着や誇り、帰属意識を育み、当事者としてよりよい地域づくりに取り組もうという意欲にもつながります。地域社会の持続的な発展のためにも、一人ひとりがその能力を維持向上し続けることが重要であり、誰もが生涯にわたって必要な学習を継続できる「生涯学習社会*」の実現が求められています。また、学びが活動につながり、その活動が次の学びへとつながる、循環型の生涯学習システムの構築をすすめる必要があります。

社会教育は、生涯学習社会の実現に向けての中核的な役割を果たします。社会教育には、一人ひとりの生涯にわたる学びを支援し、地域のつながりの形成を促し、地域の持続的な発展を支える取組みをすすめていく役割が期待されています。社会教育が持つ「人づくり」「つながりづくり」という強みを最大限に発揮し、より多くの市民の参画を促しながら、庁内の他の行政部局や市民団体、教育機関、企業、NPOなどさまざまな主体が連携を強化しながら、地域に開かれた社会教育、地域とつながる社会教育の実践が求められています。

【 施策の方向性 】

人生 100 年を見据えたライフサイクルのなかで、子どもから高齢者まですべての市民の学習ニーズに応えられるよう、それぞれの特性にあわせた学びの機会を充実します。特に、社会的に制約を受けやすい人（高齢者、障がい者、外国人、困難を抱える人々など）の学びの機会の充実を含め、誰もが生涯にわたりその能力を維持向上し続けることができるよう学習機会の整備をすすめます。

市民の学びのニーズを捉え、学びのきっかけとなるような事業の実施と情報提供を行い、子ども・若者から高齢者までが学びを軸としてつながり、多世代交流が活発になることで、世代間で好循環を生み出せる取組みをすすめます。

【 主な取組み 】

取組施策	取組内容
① 社会教育事業や学習機会の充実	・ 青少年セミナーなどの青少年の健全育成に関する事業や人権教育に関する事業を実施します。 ・ 公民館を中心に、市民の生涯学習ニーズを把握し、講座の開設や既存講座の見直し、人材の発掘や育成などを行い、学習目的に応じた内容を充実します。 ・ 市民団体やグループが実施する学習会などに市職員が講師として出向き、市政に関する説明や情報の提供、専門的な知識を生かした実習などを行う生涯学習出前講座を実施します。 ・ 社会教育関係団体の自主的な活動への支援に努めます。 ・ 「上初湯川ふれあいの家*」を活用したキャンプなど、自然環境を生かした体験プログラムを充実します。
② 生涯学習情報の提供	・ 生涯学習情報誌「ライフタイム」を充実するとともに、ホームページや広報誌、公民館だより、図書館だよりなどのさまざまな媒体を活用し、市民への学習情報の周知に努めます。
③ 読書活動の推進	・ 読み聞かせ、紙芝居など、読書に親しむきっかけとなるような事業やブックスタート事業*を実施します。 ・ 図書館の蔵書や視聴覚資料を充実し、市民が読書に親しむ機会の提供に努めます。 ・ 近隣市町村の図書館資料を本市市民が利用できるよう、広域相互利用をすすめ、図書館サービスの向上と利便性の向上に努めます。
④ 社会教育施設などの整備・運営	・ 市民が安全で安心して利用できる施設をめざして、公民館や社会教育センター、青少年野外活動広場の整備をすすめ、適切な管理運営に取り組みます。 ・ 公民館と図書館が一体となって事業を展開するなど、施設間の連携を深めます。 ・ 「上初湯川ふれあいの家」を広く市民に周知し、利用促進をめざします。

取組施策	取組内容
⑤ 文化芸術に親しむ機会の充実	・「大阪狭山の豊かな文化芸術を育むビジョン」にもとづき、市民の自主的な文化芸術活動を支援するとともに、文化芸術団体の育成を図ります。また、発表の場など文化イベントの機会を充実します。 ・公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団が行う文化振興事業を支援し、文化会館の活性化を図ります。また、当事業団が発行する地域情報誌の作成についての支援を行います。
⑥ 学習成果の活用と指導者の養成	・生涯学習講座などで学んだ人材や、さまざまな分野のボランティア情報などを集約し、地域における生涯学習活動を指導・支援する人材としての活用を推進します。 ・学びの成果をまちづくり活動などに積極的に生かせるよう、「街のすぐれもの事業」などにより、さまざまな活用の場や機会を創出します。
⑦ 国際交流の推進	・多文化共生社会*の形成をめざし、市民団体と協力し、市民に外国の言語や文化などを学ぶ機会の提供や、国際理解の浸透及び国際化に対応する人材育成のための取組みを推進します。 ・大阪狭山市都市間市民交流協会が取り組む姉妹都市（アメリカ合衆国オレゴン州オンタリオ市）との交流活動を支援します。





【現状と課題】

本市では、これまで、多様な歴史的変遷を探り、その足跡を明らかにするとともに、文化財の調査や研究を継続的に続け、本市の歴史文化の究明に努めてきました。また、その成果を学校教育や社会教育に反映させ、子どもたちが「このまちに生まれてよかった、住んでよかった」と思えるような、郷土に誇りと愛着を持てる教育をすすめています。

しかし、急激な少子高齢化や核家族化をはじめとした社会状況の変化は、地域コミュニティ機能の低下による地域の賑わいの喪失や、祭りや伝統といった地域文化の伝承が困難になるといった事態を引き起こし、歴史文化遺産の保存・継承が困難な状況になりつつあります。

このような背景を踏まえ、本市では、地域、行政などあらゆる主体が、協働して歴史文化の魅力をともに学び、ともに育み、ともに生かし、歴史文化を生かしたまちづくりをすすめていくことを目的として、平成31年2月に「大阪狭山市歴史文化基本構想*」を策定しました。

今後は、社会情勢の変化を背景として文化財の滅失・散逸などの防止が課題となっており、貴重な文化財を後世に継承していくためには、子どもから大人まで多くの人々にその魅力を伝え、重要性を理解してもらうとともに、歴史文化遺産をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりで保護と活用に取り組む必要があります。

【施策の方向性】

狭山池をはじめとする本市の貴重な歴史文化遺産を後世に残し、伝えていくために、調査研究をすすめ、その保護保存に努めます。また、歴史文化遺産の活用を積極的に図ります。

シンポジウム・特別展・講座などの開催により、本市のシンボルである狭山池や、歴史文化遺産の歴史的価値を全国に発信します。

あわせて、郷土資料館と市史編さん所の機能の充実に努めます。

【主な取組み】

取組施策	取組内容
① 文化財の調査研究と適切な管理	・「史跡狭山池保存活用計画*」にもとづき、狭山池の調査研究を継続し、歴史文化遺産としてのさらなる保護・活用を推進します。 ・池守田中家住宅*について、史跡狭山池への追加指定も視野に入れ、文化財としての価値の調査を推進します。 ・韓国金堤（キムジェ）市*との「親善及び相互協力意向書」にもとづき、学術的交流を推進し、狭山池の研究に役立てます。 ・文化財の調査研究を継続的にすすめ、市の文化財に指定することで、適切に保存・管理します。
② 歴史文化遺産の保存と活用の推進	・本市のシンボルである狭山池の魅力を全国に発信する事業として、「狭山池シンポジウム」を開催し、狭山池の歴史的価値を検証します。 ・池守田中家文書の調査研究をすすめ、企画展などを通して研究の成果を紹介し郷土の歴史への理解を深める活動を推進します。 ・狭山藩北条氏*について、イベントや展示、講座を通して、市民に紹介します。また、北条氏関連自治体とともに、全国への情報発信を行います。 ・本市の歴史文化遺産を紹介する講座や教室を数多く開催し、市民の意識の高揚に努めます。 ・「大阪狭山市歴史文化基本構想」を活用し、歴史文化遺産の保護に対する意識の啓発を行います。
③ 歴史文化遺産保存活用などの整備・運営	・郷土資料館のもつ保存・活用・調査研究といった機能の充実に努め、市民が歴史文化遺産にふれることのできる機会や学びの場を提供するとともに、狭山池博物館との連携を図り、さまざまな企画展示や情報発信を推進します。 ・市史編さん所の調査研究機能を維持し、収集した多岐にわたる歴史資料の継承と活用に取り組むとともに、市民から保管を依頼される貴重な歴史文化遺産の保存管理施設としての機能強化のための整備を推進します。



【現状と課題】

本市のシンボル狭山池は、築造から 1400 年を経た今もなお、満々と水をたたえ、水下の田畑を潤し続けています。本市には、狭山池をはじめ、先人から受け継がれてきた豊かな歴史や文化があり、私たちの暮らしのなかにしっかりと根を下ろしています。激しく変化する現代社会にあって、いつまでも変わらないものの存在は、人々に安心感を与え、世代を超えて共感し、地域の共通のキーワードとなって、人と人をつなぎあわせます。

自分たちが住んでいるまちの歴史や文化を学ぶこと、自然にふれること、地域の人たちと交流し、共に活動することによって、地域の理解が深まります。地域への深い理解は、人と人との絆を生み、地域のアイデンティティ*を醸成します。特に子どもたちにとって生まれ育った場所は、自己を形成する土台となって、生涯にわたって心の支えにもなります。将来、地域で活躍する人材を育成するためにも、郷土愛の育成は教育がめざすべき大きな目標のひとつです。そのためには、学校教育や社会教育の実践をとおして、自分が地域の一員であることを実感し、地域の活動や行事に関心を持ち、地域をよりよくするためにかかわっていこうという態度を育てる必要があります。

人口減少時代が到来し、大都市への一極集中が進むなか、多くの地方都市が、近い将来、衰退の危機を迎えるとも言われています。地域を持続可能なものにしていくためにも、郷土を愛する気持ちを育む取組みをすすめ、本市に生涯住み続けたいと思う気持ちを育てていくことが大切です。

【施策の方向性】

狭山池をはじめ、本市の貴重な歴史文化遺産を活用した学習機会の充実に努めるとともに、郷土愛を育む教育活動が果たす役割が大きいことから、学校教育においても、郷土の歴史文化や風土について理解を深める「ふるさとさやま学習」の展開を図ります。また、地域の関係機関や団体と連携し、子どもたちが地域の伝統や文化といった歴史文化遺産とふれあい、学べる機会を充実し、人と人のつながりのなかで郷土への誇りと愛着を育みます。

【 主な取組み 】

取組施策	取組内容
① 歴史文化遺産を生かした学習機会の充実	・ 狭山池をはじめとする本市の歴史文化遺産をテーマとした講座や講演会、イベントなどを充実させ、郷土への愛着を深めます。 ・ 文化財ガイドなどの歴史文化遺産を紹介する資料を作成し、郷土巡りや学習会をはじめとする市民による自主的な活動を促進するなど、歴史文化や風土を知る機会を充実します。 ・ 「大阪狭山市史」などを活用した取組みを充実します。
② 小中学校の「ふるさとさやま学習」カリキュラムづくり	・ 郷土の歴史文化や風土に関する学習を充実するため、子ども向け市史「おおさかさやまの歴史」や本市の豊富な文化財などを活用した「ふるさとさやま学習」に取り組み、小中学生が主体的に郷土理解を深め、先人の努力を知り、郷土を愛する心を持つことができるようにします。 ・ 地域の人材との連携を深め、地域に残る歴史文化遺産を見学する学習や、地域の人を学校に招いて地域の伝統や文化などについて話を聞く学習などを推進します。
③ 郷土を学ぶ地域活動の推進	・ 本市の名誉市民第1号で文化勲章受章者の末永雅雄先生の生涯とその活動を次世代に伝える事業を通して郷土への理解と愛着の形成に努めます。 ・ 地域の関係機関や団体と連携し、地域の伝統的な行事や社会貢献活動などに子どもたちが参加体験する機会の拡充を図ります。 ・ 郷土の歴史文化遺産にふれる機会を増やすことを目的に、小学生高学年向けの「こども歴史塾」の継続的な実施のほか、中高生を対象とし、歴史文化遺産を利用した地域を理解するための活動、市民を対象とした歴史文化遺産を活用する取組みなどを推進します。